農林水産業における燃油価格高騰に対する施策の充実強化を求める意見書

燃油価格の上昇は、県民生活ばかりでなく、地域の産業に大きな影響を与えており、とりわけ、 零細な事業者が多い農林水産業においては、生産コストを押し上げ、農林漁家の所得の低下を招いている。具体的には、農業では施設園芸に欠かせない、ウス加温機やい草、茶の乾燥機、また、 林業では椎茸の乾燥機、漁業では漁船やのりなどの乾燥機で使用する燃料費が増加しており、大きな負担となっている。

本来であれば、経費の増加分については価格転嫁しなければならないが、デフレ経済からの脱却が順調に進まず、さらには、消費税増税などにより、農林漁業者は生産コストを価格転嫁できない環境となっており、農林水産業の経営は逼迫している。

また、これまで、ビニールハウスの多層被覆や省エネルギー機器の導入により対策を講じてき たが、農林漁業者の自助努力の取り組みも限界に達している。

このような状況が続けば、全国有数の食料供給基地として重要な役割を担っている本県の農林 水産業は、国民に対する安全安心な食料の安定供給体制が崩壊し、危機的な状況に陥ることも懸 念される。

よって、国におかれては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について責任を持って対応されるよう強く要望する。

記

- 1 施設園芸において、ハウス加温の燃料であるA重油及び灯油の安定的な確保は重要な課題であることから、施設園芸セーフティネット構築事業について恒久的な制度を創設すること。
- 2 漁業において、漁船の燃料であるA重油等の安定的な確保は重要な課題であることから、漁業経営セーフティーネット構築事業及び平成26年度末限りとされている漁業用燃油緊急特別対策について恒久的な制度を創設すること。
- 3 茶、い草、椎茸等について、乾燥などの生産加工段階でA重油等を燃料として使用すること から、燃油の高騰の影響を受けにくい経営構造となるよう、新たなセーフティーネット制度を 創設すること。
- 4 農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、省エネルギー設備・機械の導入支援などの施策を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月6日

熊本県議会議長前川收

衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 様 参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様 内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様 農 林 水 産 大 臣 西 川 公 也 様